

1—3 中小企業振興資金（協調支援枠）

(1) 貸付対象者

協調支援型特別保証制度要綱（20250115 中庁第 14 号）に定める協調支援型特別保証を利用する者であって、以下のいずれかに該当する者

- ア 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の 1 割以上（融資期間 1 2 か月以上）のプロパー融資を受けること。
- イ 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 1 億円 運転資金 5,000 万円
貸付利率	年 2.0% 後記 1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）の貸付対象者にも該当している者の場合（※ 1） 年 1.8%
貸付期間	設備資金 10 年以内（うち据置 3 年以内） 運転資金 10 年以内（うち据置 1 年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	必要となる場合がある。ただし、原則として法人代表者以外不要
返済方法	金融機関の定めるところによる
その他	信用保証付き融資に限り借換が可能

※ 1 後記 1—5 中小企業振興資金（しあわせ信州創造枠）(3) 申込書類 ア～カのいずれかの提出が必要（各認証書等の期限までに貸付実行がされること）

(3) 申込書類

ア 共通提出書類
① 「協調支援型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書 ② 許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる） ③ 金融機関又は保証協会等が必要とする書類
イ 貸付対象者 イの場合
④ 経営行動計画書
ウ 設備資金の場合
⑤ 設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可） ⑥ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な工事を行う場合に限る） ⑦ 不動産売買契約書案等（不動産を対象とする場合に限る） ⑧ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図

エ 提出部数
2部（金融機関及び保証協会等あて。③は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（1）に該当。

(5) その他のポイント

ア 信用保証協会の協調支援型特別保証を利用するものであること（国の全国統一保証制度の対象）。

イ 貸付対象者

県内における営業期間が1年未満の者であっても、県外において1年以上継続して同一事業を営んでおり、かつその経営実態が良好である者が、県内において同一事業を行う場合にあっては、貸付けの対象となる。

ウ 資金使途

中小企業団体等の組合員への転貸のための資金の貸付けは、対象とならない。

エ 借換条件

借入金を借換えるための資金も運転資金として対象となるが、その場合は、次のすべての条件を満たすこと。

(ア) 信用保証付き融資に限り借換が可能であること。

(イ) 借換後の貸付期間は1年超であること（短期資金への借換は、1－2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）を利用すること）。

(ウ) 同一金融機関での借換であること。

(エ) 借換対象となる従前の借入金について担保を徴している場合は、借換に際して原則として担保を徴すること

(オ) 借換により従前の借入金を一括返済すること。

オ その他

貸付期間が同一の場合に限り、設備資金・運転資金の一括申込みができるものとする（ただし、設備資金及び運転資金それぞれの金額を明記すること）。